

○国立大学法人香川大学情報システム運用基本方針

平成29年3月1日

改正 令和3年5月1日

(目的)

第1条 国立大学法人香川大学（以下「本学」という。）の情報システムは、本学の理念及び目標を実現するため、本学の全ての教育・研究活動及び管理運営の基盤として設置され、運用されるものとする。

(方針)

第2条 本学の情報システムは、前条の目的を達成するため、別に定める国立大学法人香川大学情報化推進及び情報セキュリティに関する基本規則（以下「基本規則」という。）により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用、管理し、全学に供用するものとする。

(義務)

第3条 本学の情報システムを利用する者及び運用、管理等の業務に携わる者（以下「利用者等」という。）は、この方針及び基本規則に基づく利用、運用、管理等を行うものとし、その実施に関しては、定められた事項を遵守しなければならない。

(罰則等)

第4条 基本規則及び基本規則に基づき整備された学内規則等に違反した場合の利用者等に対する制限及び罰則については、必要に応じて定めるものとする。

附 則

この方針は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和3年5月1日）

この方針は、令和3年5月1日から施行する。